

山陽小野田市訪問型サービス(緩和)サービスコード表

《 給付率 90% 》

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A3 1001	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費	事業対象者、要支援1・2		183	1回につき	
A3 1003	訪問型緩和サービスⅠ・同一	(生活維持型Ⅰ)	(週1回・週2回利用)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	165		
A3 1005	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	
A3 1007	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の137/1000加算 月に4回未満	113	
A3 1020	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅠⅡ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の137/1000加算 月に4回を超える	226	
A3 1008	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅡⅠ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の100/1000加算 月に4回未満	82	
A3 1021	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅡⅡ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の100/1000加算 月に4回を超える	165	
A3 1009	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅢⅠ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 所定単位数の55/1000加算 月に4回未満	45	
A3 1022	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅢⅡ				(6)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)2 所定単位数の55/1000加算 月に4回を超える	91	
A3 1010	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅣⅠ				(7)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回未満	41	
A3 1023	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅣⅡ				(8)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回を超える	82	
A3 1011	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅤⅠ				(9)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回未満	36	
A3 1024	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅤⅡ				(10)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回を超える	73	
A3 1017	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の12/1000加算 月に4回未満	52	
A3 1025	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅠⅡ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の12/1000加算 月に4回を超える	104	
A3 1018	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅡⅠ				(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の10/1000加算 月に4回未満	35	
A3 1026	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅡⅡ				(4)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の10/1000加算 月に4回を超える	69	
A3 1014	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A3 1015	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A3 1027	訪問型緩和サービスⅠ令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000加算	1	

山陽小野田市訪問型サービス(緩和)サービスコード表

《 給付率 80% 》

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A3 1101	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費	事業対象者、要支援1・2		183	1回につき	
A3 1103	訪問型緩和サービスⅠ・同一	(生活維持型Ⅰ)	(週1回・週2回利用)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	165		
A3 1105	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	
A3 1107	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の137/1000加算 月に4回未満	113	
A3 1120	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅠⅡ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の137/1000加算 月に4回を超える	226	
A3 1108	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅡⅠ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の100/1000加算 月に4回未満	82	
A3 1121	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅡⅡ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の100/1000加算 月に4回を超える	165	
A3 1109	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅢⅠ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 所定単位数の55/1000加算 月に4回未満	45	
A3 1122	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅢⅡ				(6)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)2 所定単位数の55/1000加算 月に4回を超える	91	
A3 1110	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅣⅠ				(7)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回未満	41	
A3 1123	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅣⅡ				(8)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回を超える	82	
A3 1111	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅤⅠ				(9)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回未満	36	
A3 1124	訪問型緩和サービス処遇改善加算ⅤⅡ				(10)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回を超える	73	
A3 1117	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の12/1000加算 月に4回未満	52	
A3 1125	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅠⅡ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の12/1000加算 月に4回を超える	104	
A3 1118	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅡⅠ				(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の10/1000加算 月に4回未満	35	
A3 1126	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算ⅡⅡ				(4)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の10/1000加算 月に4回を超える	69	
A3 1114	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A3 1115	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A3 1127	訪問型緩和サービスⅠ令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000加算	1	

山陽小野田市訪問型サービス(緩和)サービスコード表

《 給付率 70% 》

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1201	訪問型緩和サービスⅠ	訪問型サービス費	事業対象者、要支援1・2		183	1回につき	
A3	1203	訪問型緩和サービスⅠ・同一	(生活維持型Ⅰ)	(週1回・週2回利用)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	165		
A3	1205	訪問型緩和サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	
A3	1207	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の137/1000加算 月に4回未満	113	
A3	1220	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅰ2				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の137/1000加算 月に4回を超える	226	
A3	1208	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ1				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の100/1000加算 月に4回未満	82	
A3	1221	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅱ2				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の100/1000加算 月に4回を超える	165	
A3	1209	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ1				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 所定単位数の55/1000加算 月に4回未満	45	
A3	1222	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅲ2				(6)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)2 所定単位数の55/1000加算 月に4回を超える	91	
A3	1210	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ1				(7)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回未満	41	
A3	1223	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅳ2				(8)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の90%加算 月に4回を超える	82	
A3	1211	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅴ1				(9)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回未満	36	
A3	1224	訪問型緩和サービス処遇改善加算Ⅴ2				(10)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)2 (Ⅲ)で算定した単位数の80%加算 月に4回を超える	73	
A3	1217	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)1 所定単位数の12/1000加算 月に4回未満	52	
A3	1226	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算Ⅰ2				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2 所定単位数の12/1000加算 月に4回を超える	104	
A3	1218	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算Ⅱ1				(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1 所定単位数の10/1000加算 月に4回未満	35	
A3	1227	訪問型緩和サービス特定処遇改善加算Ⅱ2				(4)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)2 所定単位数の10/1000加算 月に4回を超える	69	
A3	1214	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A3	1225	訪問型緩和サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A3	1228	訪問型緩和サービスⅠ 令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000加算	1	